神河町価格高騰対策生活者支援商品券取扱店募集要領

**１．趣旨**

価格高騰の影響を受けている神河町民に対する支援を目的とするため、**「神河町価格高騰対策生活者支援商品券事業」**を行います。

**２．実施主体**

神河町

**３．交付対象者**

令和４年１０月１日時点で神河町の住民基本台帳に登録されている世帯主。

**４．取扱店**

神河町内に事業所を有し、取扱店登録申請書を提出した企業。

①登録店舗の募集

神河町ホームページや神河町商工会ホームページなどで参加店舗を募集します。

※ 小売、飲食、理美容、自動車販売、整備、サービス、製造、建設関連業種等

原則的に当該商品券が利用可能な全業種を対象

②登録店舗申請期間

　令和４年１０月６日（木）～令和４年１０月１７日（月）17：00まで

③申込窓口

登録申し込み窓口は、神河町商工会といたします。登録希望の店舗は、「神河町価格高騰対策生活者支援商品券取扱店登録申請書」に必要事項を記入の上、神河町商工会へ持参またはFAXにて申請してください。

④換金に係る指定口座は、事務処理の簡便化のため、原則、次に掲げる金融機関を指定します。預金口座を持っていない場合は、可能な限り開設して下さい。

＜金融機関＞

（１）但陽信用金庫 　　　（２）兵庫西農業協同組合

⑤振込手数料につきましては事業者負担はありません。

**５．商品券名称及び交付金額**

本券は「神河町価格高騰対策生活者支援商品券」（以下、「商品券」という。）と称します。

神河町民の１世帯につき額面１，０００円の商品券を５枚で１セット（５，０００円分）を交付します。

**６．発行予定枚数 ４,２５０セット （総額21,250,000円）**

※対象者数に応じた発行枚数になります。

**７．実施時期（商品券有効期間）**

令和４年１１月上旬（商品券交付後）～令和５年１月３１日（火）（約４か月間）

**８．商品券交付方法**

対象者へ商品券および取扱店舗リスト等を郵送する。

**９．取扱店舗の換金期間及び場所**

商品券を換金する取扱店舗は、利用済商品券の裏面に取扱店のゴム印等を押印後、神河町商工会窓口に持参して、所定の「神河町価格高騰対策生活者支援商品券換金請求書」を記入して手続きを行ってください。

・受付期間　**令和４年１１月１日（火）～令和５年２月２８日（火）**

・受付場所　神河町商工会（平日：９時～１７時００分）

・支 払 日　毎月**１０日・２０日・末日**（土日祝日の場合は、金融機関翌営業日）を受付けの締日とし、そこから５日後（土日祝日の場合は、金融機関前営業日）に指定口座へ振込みます。

なお、最終支払日は、令和５年３月１０日を予定しています。

・指定口座　「神河町価格高騰対策生活者支援商品券取扱店登録申請書」に指定口座情報を記載してください。

**１０．登録店舗の周知**

①交付対象者へ取扱店リストを郵送

②神河町ホームページ、神河町商工会ホームぺージに掲載

③ケーブルテレビ文字放送

**１１．対象除外商品等**

下記の商品等については商品券で販売できません。厳守して下さい。

(1)商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード等の金券類、切手、官製はがき、(1)印紙、証紙等の換金性の高いもの

(2)たばこ

(3)国税、地方税、使用料等の公租公課の支払

(4)明らかな資産形成、消費の下支えとは言いがたい出資や金融商品の購入、性風俗 (4)特殊営業等、公営ギャンブル等

(5)電子マネーへの入金（チャージ）等

**１２．注意事項**

（１）商品券が第三者へ譲渡や転売等が疑われる使用がされないよう、注意をお願いします。

（２）個人情報の取扱いに注意し、誰が商品券を使用したなど漏らさないで下さい。

また、当該業務により知り得た情報は外部に漏らしてはいけません。

**１３．商品券取扱**

（１）商品券の取扱いができる店舗は、あらかじめ本事業に賛同し、申込みをした店舗とします。

（２）商品券の交換、譲渡及び転売は禁止です。

（３）商品券の再発行及び返金はできません。

（４）商品券の有効期間以降の使用は無効です。

（５） 商品券を換金する取扱店は、利用済商品券の裏面に取扱店のゴム印等を押印後、神河町商工会窓口に持参して、所定の「神河町価格高騰対策生活者支援商品券換金請求書」に記入して手続きを行ってください。

（６）神河町商工会は「換金請求書」、添付された使用済商品券を確認し、換金手続きを行います。

（７）商品券で購入した時のつり銭の支払いや返金等はできません。